

○駒澤大学図書館複製に係る規程

昭和54年5月1日

制定

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学図書館利用規程（以下「利用規程」という。）第8条に基づき、駒澤大学図書館（以下「図書館」という。）における図書館資料（以下「図書」という。）の複製に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 複製とは、印刷、写真、マイクロフィルム、複写、録音、録画その他の方法により再製することをいう。

(複製申込者)

第3条 図書の複製申込ができる者（以下「複製申込者」という。）は、利用規程第2条第1項第1号から第10号までのいずれかに該当する者とする。

(申込手続)

第4条 複製申込者が、複製の申込をしようとする場合には、図書館が定める手続に従わなければならない。

2 複製の範囲がその図書の半分を超える場合（以下「全頁複製」という。）、複製申込者は所定の許可願を提出し、図書館長の許可を得なければならない。

3 貴重図書及び複製を制限する図書の複製については、この規程によるほか、駒澤大学図書館貴重図書及び複製を制限する図書の複製に関する細則（以下「貴重図書複製細則」という。）に定める。

(全頁複製の運用)

第5条 貴重図書、複製を制限する図書、準貴重図書、一般図書及び雑誌の全頁複製の運用は次の各号のとおりとする。

(1) 利用規程第2条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者による全頁複製の申込に対しては、申込及び複製物の個人所有を認める。

(2) 利用規程第2条第1項第7号に該当する者による全頁複製の申込は認めない。

(3) 利用規程第2条第1項第8号から第10号までのいずれかに該当する者による全頁複製の申込に対しては、複製物を所属図書館（学術機関）において複製を制限する蔵書として管理することを条件として、申込を認める。ただし、第9号に該当する者のうち、海外団体所属者、海外研究機関所属者による全頁複製の申込は認めない。

(複製の方法)

第6条 図書の複製は、図書館が指示する方法により、複製申込者又は図書館長が指定する者が行う。

(制限)

第7条 図書の複製が次の各号のいずれかに該当するとき、図書館長は、複製を制限し、又は申込を許可しないことがある。

- (1) 著作権法第31条及びその他の法令に抵触するおそれがあるとき。
- (2) 当館が会員である図書館協会のガイドライン等に抵触するおそれがあるとき。
- (3) 貴重図書複製細則第2条に該当する図書を複製するとき。
- (4) 図書の保存上、複製に耐えられないとき。
- (5) 図書館の複製能力を超える複製の申込であるとき。
- (6) その他、図書館長が不相当と認めたとき。

(遵守義務)

第8条 複製申込者は、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 著作権法第31条及びその他の法令
 - (2) 当館が会員である図書館協会のガイドライン等
 - (3) 貴重図書複製細則
- 2 複製申込者は、複製にあたり著作権者の許諾が必要か否かを確認し、複製申込者の責任において必要な許諾を得なければならない。
- 3 複製申込者は、図書館長の許可を得ずに複製物を再複製してはならない。
- 4 図書館が指定する業者に依頼して複製する場合、複製申込者は、複製時に撮影したデジタルデータ・フィルム等を図書館に寄贈しなければならない。

(料金)

第9条 複製申込者は、複製にかかる料金を支払わなければならない。料金については、別表のとおりとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、図書館運営分科会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

この規程は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

別表

【図書館複製料金表】

複製区分	サイズ・種別	学内者※注1		学外者※注2	
		セルフ	係員代行	セルフ	係員代行
電子複写	モノクロ	10 円/枚	20 円/枚	10 円/枚	40 円/枚
	カラー	50 円/枚	50 円/枚	50 円/枚	100 円/枚
国会資料送信サービス複写	モノクロ	-	20 円/枚	-	-
	カラー	-	50 円/枚	-	-
スキャナコピー	モノクロ	-	40 円/枚	-	80 円/枚
	カラー	-	80 円/枚	-	160 円/枚
マイクロ資料複写					I L L のみ
	B5	20 円/枚	-	30 円/枚	-
	A4	20 円/枚	-	30 円/枚	60 円/枚

	B4	20 円/枚	-	30 円/枚	80 円/枚
	A3	40 円/枚	-	60 円/枚	120 円/枚
複製委託業者に依頼		実費			
カメラ撮影 ※注 3	-	20 円/1 コマ	20 円/1 コマ	40 円/1 コマ	40 円/1 コマ
記録媒体作成 ※注 4	-	-	1,000 円/1 枚	-	1,000 円/1 枚

※注 1 学内者は、利用規程第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに該当する者。

※注 2 学外者は、利用規程第 2 条第 1 項第 7 号から第 10 号までのいずれかに該当する者。

※注 3 カメラ撮影の場合、図書館又は複製申込者の記録媒体を使用する。なお、デジタル撮影を推奨する。

※注 4 図書館の記録媒体を使用したカメラ撮影や電子貴重書庫のデータ提供等の希望があった場合、図書館で記録媒体（CD-ROM、DVD-ROM等）を作成する。